

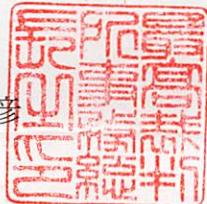
最高裁秘書第4174号

令和元年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第807号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

横田喜三郎裁判官の履歴書（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

籍本	現住所	出生地	年	号	月	日	事	項	序	名
氏	年月日	出生ノ	大正一一	三三〇	東京帝國大學法學部法律學科卒業	四三〇	任東京帝國大學助手	東京帝國大學	明治二十九年八月六日	田中三郎
旧氏名			"	"	法学部勤務ヲ節ス	"				
四二三	任東京帝國大學助教授		"	"		"				

法学部勤務ヲ命ス

文 部 省

〃 一四 一一一二 國際公法 漢元ノ為滿二年間仏蘭西國へ在ニラ命ス

文 部 省

〃 一五 一一一〇 出発

〃 一一一三 漢朝

〃 四 一一一 國際公法第二講座分担ヲ命ス

〃 五 三三一 任東京帝國大學教授

法学部勤務ヲ命ス

文 部 省

國際公法第二講座担任ヲ命ス

九 三一 國際公法第二講 擔任ヲ免シ行政法第一講座 挑和ヲ命ス

文部省

九	二二一	國際公法第一講座擔任ヲ免シ行政法第一講座擔任ヲ前、	文部省
八	二二一	國際公法第一講座擔任ヲ免シ行政法第一講座擔任ヲ前、	文部省
一四	二二一	國際公法第一講座擔任ヲ免シ行政法第一講座擔任ヲ前、	文部省

一一四一 昭和二十一年勅令第百九十三号ニ依リ文部教官トナル

二四一	東京大学法学部長に補する 日本オルナメント会委員会委員長に任命する 日本学士院会員を命ずる（至現江）	文部省
二四二	日本学術会議会員（昭ニ九一、一九まで）	文部省
二四三	日本ユネスコ国内委員会委員会委員に任命する（昭三四年）	文部省
二四四	日本学術会議会員（昭三二、一九まで）	文部省
二四五	日本学術会議会員（昭ニ九一、一九まで）	文部省
二五二	日本学術会議副会長に当選した	文部省
二五三	日本学術会議副会長任期満了	文部省
二五六	東京大学教授等任	文部省
二五七	外務省参与を命ずる	外務省
二五八	東京大学名誉教授	文部省
二五九	スイス國ニ不 <sup>レ</sup> にてゐて實權の國際合議庭海洋法國際會議ニ女歿ハ該席を命ずる	文部省
二六〇	常設仲裁裁決所裁判官を命ずる（任期六年）	文部省
二六一	スイス國ニヨリシテおひて常備の國際連合主催海洋法國際會議日本政府代表を免ずる	文部省
二六二	日本ニネスコ国内委員会委員長に任命する（昭三五、一〇、二四まで）	文部省
二六三	日本ユネスコ国内委員会副会長に任命する（昭三五、一〇、二四まで）	文部省

四一八五	最高裁判所	最高裁判所
"	最高裁判所	最高裁判所

よこ  
横田 喜三郎

きさぶろう  
明治二九年八月六日生

大正二年三月 東京帝国大学法律学科卒業  
昭和五年三月 任東京帝国大学教授（國際公法第二講座担任）

二二三四一 昭和二十一年勅令第一九三号により文部教官  
（一級）に任せられ東京帝国大学教授に補せ  
らる

二二四〇一 昭和二十二年政令第二〇四号により東京帝国  
大学は東京大学となる

二二四一三 東京大学法学部長に補する（二六四一免）

二二四二一 辞職を承認する  
外務省参与を命ずる（三五一〇二五免）

二二四三一 東京大学名誉教授の称号を授与する

二二四四一 常設仲裁裁判所裁判官を命ずる  
最高裁判所長官に任命する（四一八五免）

二二四五一 常設仲裁裁判所裁判官を命ずる  
最高裁判所長官に任命する（四一八五免）